

建設企業常任委員会資料
2025年(令和7年)12月15日
上下水道局下水道室下水道施設課

大久保浄化センターに係る地元自治会との合意について

平成4年1月28日付で八木自治会と締結した「大久保浄化センターの設置及び維持管理並びに浄化センター建設に伴う周辺環境等に関する協定」(以下、「協定」という)に基づき設置した大久保浄化センター水処理施設屋上の地元開放施設(テニスコート及び多目的広場(遊具、砂場、パーゴラ等))は、雨漏り等の補修のため令和6年3月31日をもって、使用を中止し、補修方法や将来の利用方法に関する検討を進めてまいりました。

この度、当自治会の意向が示され、合意書を締結しましたので報告いたします。

1 八木自治会の意向

- ① 補修後は自治会として当該施設を利用しない。
- ② 引き続き周辺環境との調和、環境への配慮を念頭に整備すること
- ③ 一般開放施設として利用されることがないこと

※別紙1「大久保浄化センター水処理施設屋上の地元開放施設の今後の利用について
(令和7年10月21日)」のとおり

2 合意書

(1) 合意書の内容

別紙2「明石市大久保浄化センター敷地内に設置されているテニスコート及び多目的広場の廃止に関する合意書」のとおり

(2) 概要

- ① 協定に基づく当該施設の再設置を行わない。
- ② 「明石市大久保浄化センター地元開放施設管理運営に関する覚書(平成17年4月1日)」を失効する。

3 跡地利用

当該施設は令和6年3月議会において、雨漏り補修後も継続使用することを要望する請願が採択されており、再整備に向けた検討を進めてまいりましたが、市民が利用するための安全を確保できる補修を行うには相当の費用を要するため、今後は八木自治会との同意に基づき、周辺環境との調和・環境への配慮を図りつつ、民間提案制度による提案等も含め、持続可能な下水道事業に供する目的としての活用について検討してまいります。

別紙1

令和7年10月21日

明石市公営企業管理者様

八木自治会 会長

櫻井 靖修



大久保浄化センター水処理施設屋上の地元開放施設の今後の利用について

平成4年1月28日付けで締結した「大久保浄化センターの設置及び維持管理並びに浄化センター建設に伴う周辺環境整備等に関する協定」に基づき整備された大久保浄化センター水処理施設屋上の地元開放施設（テニスコート・多目的広場）は、雨漏り等の補修のため令和6年3月31日を以って、明石市から使用が中止されております。

補修後の利用の要望について、令和7年9月7日の八木自治会役員会で協議の結果、令和4年1月28日付け「大久保浄化センター地元開放施設の管理運営について」のとおり、地元住民の利用が殆どないこと、継続的な維持管理が不可能であることなどの状況を鑑み、今後は大久保浄化センター水処理施設屋上の地元開放施設（テニスコート・多目的広場）は利用しないことが承認されました。

つきましては、引き続き、周辺環境との調和、環境への配慮を念頭に整備され、今後は、一般開放施設として利用されることがないことを要望し、地元開放施設としての八木自治会との協議は不要であること申し入れさせていただくこととなりました。

尚、大久保浄化センター水処理施設屋上の再利用時には、事前に八木自治会への連絡を御願い致します。

また、八木双葉グラウンドは、引き続きこれまでどおりの利用をお願いしたいと存じます。



明石市大久保浄化センター敷地内に設置されている テニスコート及び多目的広場の廃止に関する合意書

明石市（以下「甲」という。）と八木自治会（以下「乙」という。）は、乙から甲に対して令和7年10月21日付「大久保浄化センター水処理施設屋上の地元開放施設の今後の利用について」と題する文書が提出されたことを受けて、甲乙間で締結した平成4年1月28日付協定書（以下「協定書」という。）第3条第3項の規定に基づき協議した結果、同条第2項の規定に基づき明石市大久保浄化センター敷地内に設置された公共公益施設であるテニスコート及び多目的広場（遊具、砂場、パーゴラその他広場内にあるものを含む。以下同じ。）の廃止について、次のとおり合意する。（以下「本件合意」という。）

（テニスコート及び多目的広場の廃止）

第1条 明石市大久保浄化センター敷地内にある水処理施設上屋（以下「本件建物」という。）の屋上に設置されているテニスコート及び多目的広場については、乙の会員による利用が減少しているうえ、本件建物において数年前から雨漏りが発生している現状を受け、甲において同建物の漏水対策調査及び工事を行うため、いずれも廃止する。

2 甲及び乙は、本件建物の屋上を甲の下水道事業に供する目的として利用することを相互に確認する。

（覚書の失効）

第2条 甲乙間で締結した平成17年4月1日付「明石市大久保浄化センター地元開放施設管理運営に関する覚書」は、本件合意と同時にその効力を失う。

（法令等の遵守）

第3条 甲及び乙は、本件合意に定めるもののほか、法令及び甲の条例、規則、要綱その他甲の定める例規を誠実に遵守しなければならない。

(疑義の決定)

第4条 本件合意の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本件合意に定めのない事項については、信義誠実の原則に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

本件合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和7年（2025年）11月17日

甲 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

明石市

代表者明石市公営企業管理者 東

俊



乙 兵庫県明石市大久保町八木206番地

八木自治会

代表者会長

櫻井 靖修

